

# 平成24年第1回安堵町議会定例会会議録

(最終日)

日時 平成24年3月16日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

## 1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

## 2 出席議員 10名

## 3 欠席議員 なし

## 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	山 崎 文 生		
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	中 野 彰 宏
税 務 課 長	喜 多 君 美 代	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あ さ み	人 権 同 和 対 策 課 長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	教 育 主 幹	久 保 茂 樹
上下水道課長	北 門 康 幸	会 計 室 長	吉 村 良 昭

## 5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 19 号：安堵町・トーク安堵カルチャーセンター設置並びに管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 一般会計予算審査特別委員会委員長報告について
- 日程第 3 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告について
- 日程第 4 発議第 1 号：障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 7 諸般の報告

.....

-----  
開 会 午前10時  
-----

議長（森田 瞳） 本日、議事に入る前に、昨年3月11日に発生いたしました、東日本大震災でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りし、安堵町におきましても、先日3月11日、半旗でもって弔意を示されました。ここで、場内におられます皆様方に御起立いただきまして、黙とうを捧げたいと思います。よろしく願いいたします。  
黙とう。

（1分間 黙とう）

議長（森田 瞳） おなおりください。

議長（森田 瞳） それでは、本日、出席いただいております楮山教育長は、去る6日の臨時教育委員会において、教育長に選任されましたので、御紹介をいたします。  
議場に本日おいでいただいております教育長、御挨拶よろしく願い申し上げます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） お許しをいただきまして、一言、御挨拶を申し上げます。

去る3月6日、本会議におきまして、教育委員として御承認をいただきました。

その後、教育委員会で教育長として選任をいただきました教育長の楮山でございます。本町の教育行政を預かる教育長として、その責務に身の引き締まる思いでございます。今後は、次代を担う安堵町の子ども達の育成と文化、そしてスポーツの推進に全力を尽くしてまいります所存でございます。

元より、まだまだ未熟な者ではありますが、各議員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻のほどいただきまして、よろしく願い申し上げたいと思います。

簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 只今の出席議員10名です。  
定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりです。

議長（森田 瞳） 日程第1 議案第19号：「安堵町・トーク安堵カルチャーセンター設置並びに管理条例の一部を改正する条例について」議題とします。  
本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） おはようございます。総務課長の中野です。よろしく申し上げます。  
それでは、議案第19号、安堵町・トーク安堵カルチャーセンター設置並びに管理条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

本改正につきましては、現在、トーク安堵カルチャーセンターは総務課の所管となっております。総務課課長補佐がセンター所長を兼務している状態でございます。

この4月より、主に生涯学習として使用されている実情と、住民の皆様の利便性を考えいたしまして、教育委員会がセンターを所管することで、利用しやすい生涯学習施設として教育委員会部局に移行させるため、所要の文言整理を行うものでございます。施行日は平成24年4月1日でございます。

新旧対照表を御覧ください。

まず、条例の全般についてでございますが、管理者の変更をするため、「町長」を「教育委員会」に、「規則」を「教育委員会規則」に改めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第4条中ですが、設備関係の使用料を徴していないため、「及び設備」という部分を削除いたします。

2ページを御覧ください。

第6条、使用料の納付について、今まで規則において規定したものを、第6条第2項として条例で定めるものでございます。

5ページを御覧ください。

第 18 条でございますが、この規定は地方自治法上、現在、公共団体への委託は廃止されており、指定管理者制度へ移行しているため、この 18 条は削除するものでございます。

9 ページを御覧ください。

別表中、2、設備及びその使用料を別に定める部分につきましては、設備使用料を徴していないため、この部分については削除するものでございます。

その他としまして、文言及び条番号の整備をいたしております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 19 号：安堵町・トーク安堵カルチャーセンター設置並びに管理条例の一部を改正する条例について

安堵町・トーク安堵カルチャーセンター設置並びに管理条例（昭和 62 年安堵町条例第 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 24 年 3 月 16 日提出

安堵町長 西 本 安 博

本文については、先ほど新旧対照表で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 19 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第2 「一般会計予算審査特別委員会委員長報告について」議題とします。

去る、6日の本会議において、議案第11号：「平成24年度安堵町一般会計予算について」を一般会計予算審査特別委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員会 4番、中本幸一委員長。

4番（中本幸一） はい、議長。

（中本議員、登壇）

4番（中本幸一） 4番、中本幸一です。

それでは、一般会計予算審査特別委員会、委員長報告をいたします。

平成24年3月6日の定例会におきまして、一般会計予算審査特別委員会に付託されました、議案第11号、平成24年度安堵町一般会計予算につきまして、過日、3月7日に委員会を開会し、委員長は私、中本幸一です。副委員長は浅野勉議員で審査を進めました。

一般会計予算の歳入については、増減の説明。歳出については、新規事業及び継続事業等の説明を受け、慎重に審査を行いました結果を御報告いたします。

一般会計予算の歳入歳出総額は28億4千万円で、前年度より9千万円の減額。前年度対比3.07%の減であります。

まず歳入ですが、自主財源である町税全体で758万円の減額。前年度対比1.03%の減少となりました。

地方譲与税で68万5千円の減額。前年度対比2.66%の減。

地方特例交付金で1千万円の減額。

国庫負担金の減額。

町債・臨時財政対策費の減額。

基金繰入金の減額等の説明がありました。

軒並み減額の中で、自動車取得税交付金については、204万7千円の増額になりました。

歳入に関する質疑の主なものとして、町税全体の増減についての質問では、住民税

の個人分は子ども手当が措置されたことにより、扶養控除が廃止となった分が増額となった。法人については、企業の景気回復の兆しがあり、4.7%の増加となった。

固定資産税は、3年間に一度の見直しがなされたため、評価額が減少し減額となった。たばこ税は、喫煙人口の減少に加え、タスポの導入以後、自動販売機の販売量が減少し、減額になったと回答がありました。

今後とも、自主財源である町税の徴収率をさらに上げる努力もお願いいたします。

次に、歳出に関する質疑の主なものとして、タウンミーティングから発生した新規事業としては、今春に運行を開始するコミュニティバス事業が挙げられ、町内の定期路線バスとコミュニティバスの連携運用について、また、町内北部地域においては、タクシー活用等について検討していると説明されました。

平成24年4月における町職員の増減については、現在78名のところに、13名が増員されることになり、その内訳としては、新規採用職員が12名、定年退職者が1名、介護保険担当からの所管替えが2名と説明されました。

今回の採用は10年振りであり、今後の10年先を見越して採用人数を決定したものであるとの回答を受けました。

また、住宅・建築物耐震改修補助については、昭和56年以前の旧建築基準法により建築された木造家屋の耐震性を診断するものであり、今までに9件の住民の方々が耐震診断を受けられており、補助金については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を支出し、50万円を上限に補助するものであるとの説明がありました。

また、平成24年4月から、トーク安堵カルチャーセンターの管理運営の所管が総務課から教育委員会に移行されるにあたり、防火管理者の選任状況及び教育文化行政の企画立案のできる社会教育主事の配置についての質問が出ました。

町職員の各種資格の取得状況については把握済みで、今後も職員の資格修得を奨励し、適材・適所の人事異動に努めるという説明がありました。

また、町内の文化財の保護と保全のために、町文化財保護条例の早期制定と、実効性のある施策をお願いしたいと思います。

今回、新教育長の出席を得ましたので、住民の願いである安堵中学校給食再開に向けて、積極的な推進についてもお願いいたしました。

以上のように、今回の一般会計予算審査特別委員会では多くの質問が出され、その都度、担当部署から丁寧な回答及び説明がなされました。

一般会計予算は、国の逼迫した緊縮財政のあおりを受け、財源不足の状況に変化はありませんが、安堵町の将来を見据えた新規事業等を積極的に取り入れ、工夫された予算措置がなされたことが伺い知れます。

今後は、予算の効果的・効率的な運用により、大きな成果を達成していただきますようお願いいたします。

一般会計予算審査特別委員会は、全ての項目において審査した結果、原案どおり可

決すべきものと決定をいたしました。

ここに委員会の結果を報告いたしますとともに、議員の皆様におかれましては、御賛同賜わりますように、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 11 号：平成 24 年度安堵町一般会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 11 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 3 「特別会計等予算審査特別委員会委員長報告について」議題といたします。

去る、6 日の本会議において、議案第 12 号：「平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」から議案第 17 号：「平成 24 年度安堵町水道事業会計予算について」までの 6 議案を特別会計等予算審査特別委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

特別会計等予算審査特別委員会 3 番、植田英和委員長。



3 番（植田英和） はい、議長

（植田議員、登壇）

3 番（植田英和） 3 番、植田英和です。

それでは、特別会計等予算審査特別委員会、委員長報告をいたします。

平成 24 年 3 月 6 日の定例会におきまして、特別会計等予算審査特別委員会に付託されました議案第 12 号、第 13 号、第 14 号、第 15 号、第 16 号、第 17 号の 6 議案について、去る 3 月 8 日に委員会を開催し、委員長は私、植田英和、副委員長は島田正芳議員で審査を進めてまいりました。

各議案について説明を受け、慎重に審査を行いました結果をここに御報告いたします。

最初に議案第 12 号、平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について、行政側から総括説明と、歳入歳出の説明を受けました。

歳入歳出総額は 8 億 7,400 万円で、前年度より 5 千万円の増額。前年度対比 6.1% の増であります。

これは、医療費が大幅に拡大し、保険給付費が伸びたために増加いたしました。

次に議案第 13 号、平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出総額は 317 万 2 千円で、前年度より 47 万 8 千円の減額。前年度対比 13.1% の減であります。この減額は前年度の繰上償還に伴い、公債費が減少したものであります。

次に議案第 14 号、平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出総額は 2 億 9,790 万円で、前年度より 7,900 万円の減額。前年度対比 21.0% の減であります。

大幅な減額となった要因は、小泉苑地区において実施いたしました公共下水道工事の事業がその完了により、経費が減額となりました。

現在、町内における下水道工事の普及率は 81.9%、水洗化率は 63.3%となっております。

町内全域にわたる下水道工事の早期の整備と、下水道整備済みの地域における水洗化率の向上に鋭意努力されることを希望いたします。

次に議案第 15 号、平成 24 年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定予算についてであります。歳入歳出総額は 5 億 5,600 万円で、前年度より 1,210 万円の増額であります。前年度対比 2.2% の増です。

これは、介護保険料の増額改定により増となったものでございます。また、昨年度まで介護サービス事業勘定予算特別会計において、予算措置されておりました地域包

括支援センター事業運営経費を、今年度からは、安堵町社会福祉協議会に運営委託するものと説明がありました。

次に議案第 16 号、平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出総額 7,730 万円で、前年度より 580 万円の増額。前年度対比 8.1% の増であります。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金等が増額となったためでございます。

最後に議案第 17 号、平成 24 年度安堵町水道事業会計予算についてですが、収益的収入及び支出において、水道事業収益が 1 億 6,950 万円、水道事業費用が 1 億 6,780 万円。資本的収入及び支出において、資本的 150 万円、支出が 8,160 万円となりました。なお、営業利益においては 85 万 5 千円の減額となっております。

これは、前年度に引き続き、町内各世帯の水道使用量の減量及び給水人口の減少によるものであります。

安堵町の上水道の現状は、町内の井戸から汲み上げている自己水が 6 割で、残りの 4 割を県営水道から購入しているとの説明がありました。

町内の上水道施設が老朽化してきているため、今後、その改修にはさらなる財政投資が見込まれるという説明がありました。

財政事情の厳しい折ですが、これからも厳正な水質管理と安全供給に努めていただきますようお願いをいたしました。

特別会計等予算審査特別委員会は、5 つの特別会計予算と水道事業会計予算の全てにおいて審査した結果、可決すべきものと決定いたしました。

ここに委員会の結果を御報告いたしますとともに、議員の皆様への御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わります。

議長（森田 瞳） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 12 号：「平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」を採決します

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、挙手によって行います。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----

議長(森田 瞳) これより議案第13号:「平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、挙手によって行います。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----

議長(森田 瞳) これより議案第14号:「平成24年度安堵町下水道事業特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(森田 瞳) 挙手全員です。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより議案第15号：「平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） これより議案第16号：「平成24年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

.....

議長（森田 瞳） これより議案第17号：「平成24年度安堵町水道事業会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

-----  
議長（森田 瞳） 日程第4 発議第1号：「障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 9番、田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） 9番、田中でございます。

それでは読み上げさせていただきます。

発議第1号：障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書

このことについて、別紙のとおり会議規則第12条の規定により提出いたします。

平成24年3月16日提出

安堵町議会議員 田中 幹男

松田 和代

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書

平成18年4月、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した障害者自立支援法が施行された。法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度をはじめ、様々な問題点が指摘されてきたところである。

その後、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法訴訟の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止するとともに、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わした。

一方、国連では平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に100か国以上が批准を終えているが、我が国では国内法が未整備のため、批准に至っていない。

これらの課題を受けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議での検討を踏まえ、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われた。また8月には同推進会議の総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられた。

障害者の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者

自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や一般の提言に沿って、障害者総合福祉法（仮称）を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

よって、国においては、下記事項を十分に配慮した上で、障害者総合福祉法（仮称）を早期に成立させ、施行するよう強く要望する。

#### 記

- 1 障害者総合福祉法（仮称）制定に当たり、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
  - 2 制度を円滑に進めるための地方自治体の財源について配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月16日

奈良県安堵町議会

#### 【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官となっております。

議員各位の皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。  
以上でございます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第1号を採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 只今、10時39分です。

10時50分まで休憩いたします。

休 憩

-----  
午前10時39分

午前10時50分  
-----

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第5：「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井 保夫 議員、  
6番 松田 和代 議員、  
8番 山岡 敏 議員、  
9番 田中 幹男 議員、  
5番 島田 正芳 議員、  
2番 浅野 勉 議員です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め 40分といたします。

議長（森田 瞳） 10番、福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

(福井議員 登壇)

10番(福井保夫) 10番、福井保夫でございます。

まず、小学校給食費について、平成23年度2月までの給食費の徴収状況について。

2番、保育園の保育料について、平成23年度2月までの保育料の徴収状況について。

また、平成22年度未納者のその後の状況について。

3番、職員採用について、平成24年度4月からの職員採用状況について。採用条件、職員数、町内何人、町外何人、日々雇用からは何人。

4番、収益事業の一環として調査、庁舎、施設への太陽光発電システムの導入。原発エネルギー問題等考慮し、行政自ら手本を示してはいかがでしょうか。

特に中央公園体育館は最適と思われまます。

以上、4点でございます。

教育長(楮山素伸) はい、議長。

議長(森田 瞳) 楮山教育長。

(楮山教育長 登壇)

教育長(楮山素伸) 福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成23年度2月までの給食費の徴収状況でございますが。原則、口座引き落としにより徴収させていただいております。家庭の事情もあり、一部の家庭からは現金で納めていただいております。近日中には完納の予定でございます。

以上でございます。

10番(福井保夫) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、福井議員。

10番(福井保夫) まあ、どういう方法であれ、きちっと納めていただくということが一番と思います。

まあ、給食費に関しては大体昨年度もずっと、きちっと納め、徴収されているとお聞きしております。給食に関連してですが、とにかく、前中川教育長は中学校給食についても、何もしないで辞められていかれました。楮山教育長におかれましては、やはりいろんな問題があると思いますが、中学校給食、また小中一貫教育、またそういうことにおかれましても、安堵町のまず実情を理解していただき、また、外からの目



線というかいろんな知恵を出していただいて、進めていただきたいと思います。

まあ安堵町ナンバー3の位置に就かれましたので、高給にしても57万円というわけです。やはり、天下りの感覚でなく、今後頑張っていただきたいと思います。まあどんだん前向きにやって、いろんな知恵をだしていただきたいと思います。

まあ、スポーツのことでしたら私も経験してますので、少しでも協力をまたさせていただきます。

以上です。

まず1番については、これで終わらせていただきます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 住民課堀口でございます。

只今福井議員の保育園の保育料に関する質問に対して、お答えさせていただきます。まず1点目の、平成23年度2月までの徴収状況につきましては、全保護者数110名、そのうち保護者2名、園児数にして3名が未納となっております。収納率にして98.28%でございます。

2点目、22年度末未納者につきましては、町内在住、また他市町村転出を合わせて、保護者数11名、園児数16名となっております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 昨年度、22年度ですか、約3名の方が未納ということで、前に文教の委員会で聞かせていただきました。

ずっと今までの中で徴収方法、また徴収する人の、私が思うんですが、向き不向き、課一体となって徴収しているのか。まあ町民税また保険料にも関連すると思うんですが、香芝市では、滞納対策課ですか、そういう課を設け、他の課とも情報を共有しているというようなところもあります。まあ、課を作らなくてもやはり今後、約3人で約100万円と前もお聞きしましたが、徴収に向けた人材、そういうものを人に集めさせるとか、やはりいろんな検討の予知はあると思います。毎年毎年何人かが徴収しないというようでは、やはり正直者が馬鹿を見ないように、やはりきちっと納めてい

る人らが嫌な思いをしてということが一番だと思うんです。やはりその辺も考えていただき、今後、やはり毎年何人納めてないとかいうような状況では、もうそんな時代ではないと思いますし、やはり納める方も、一企業、会社という感覚を持っていただいて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 失礼します。

滞納をされている方につきましては、丁度昨年末から今年の初めにかけて、新規入園、また継続入園等の申込みの時期でありましたので、全ての保護者に対して、私と保育担当者とで面談いたしまして、法的処置をとる可能性も示し、強く適正な指導を行っております。ただ更に、町におきましてはこの4月より税を中心とした徴収体制の強化が図られる予定でございます。その部署と当課も連携いたしまして、徴収の強化に努めてまいりたいと思っております。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 最善を尽くしていただきたいと思います。

また、町全体で、やはり課全体でいろんな意味で協力して行ってほしいと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） 次に、職員採用について答弁願います。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

福井議員の御質問の職員採用についてお答えいたします。

採用条件につきましてでございますが、年齢等につきまして、事務職につきまして

は30歳まで、技術職、保育士につきましても35歳まで、技術職、土木技術士につきましても35歳まで、土木施工管理技師1級若しくは2級の資格を条件としています。

また、事務職及び技術職、土木技師につきましても、大学卒業程度、短大卒業程度、高校卒業程度に分けて行いました。

採用しました職員数ですが、12名を採用いたしました。12名のうち、町内の者7名、町外の者5名でございます。

また、臨時職員から採用条件に応じまして受験された結果として、6名の方が合格いたしました。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まあ、私以前にも言いましたが。やはりこの小さい町ですので、逆に町内から採用すると。やはり雇用問題、色々な、また町内に住んでいただければ、町民税も払っていただけたらと思います。そういうようなことも踏まえて、町内7人ですか、そういう意味ではまたここから出て行かれないようにしていただきたいのも事実です。やはり、結婚したら町外に住むと。で、他所で税金納めて何をしてるんだというようなこともあります。そういう面に関しましてはやはり、これから子供さんが生まれればやはり教育面の整備、いろんな整備が、近隣の町に負けないというものも作っていかねばと思います。その辺も今後いろんな課題はあると思います。

先般も、一般会計特別委員会で資格の問題ということが出てました。

ちょっと例を挙げますが、大阪の羽曳野市で、英語の実務能力の高い職員6人が、小学校の外国語指導助手、ALTですか、の代わりとして活躍していると。ここでは今まで募集年齢を28歳以下というものを、30歳以下に引き上げると。航空会社の元社員、英語教諭等、英語の能力の高い人材が集まりはじめたと。で、そういう人達がそういう補佐をしているという。だから今後、やはり先ほどの資格の問題もあると思うんですが、この後、浅野議員の中学校武道必修化の問題であると思うんですが、やはり、職員さんの中で、やはり柔道とかできる職員さんがいればサポートするとか、やはりいろんな面で事故の多い柔道を選択すればあると思います。やはり1人の教員、教諭の方が見ているより、やはりサポートとして1人付くとか、そういうことにも職員さんを有効に、皆さんを活用と言いますか動いていただいて、やはり小さい町ですから、いろんな意味で少しでも協力体制を取っていただき、いろんな対策をしていただきたいと思います。

以上です。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 年齢条件につきましてですけども、今まで大都市等では、学校卒業と同時に採用するというような、新卒採用が主流であるようなところもあります。

で、当町におきましては今回、即戦力となりますように多様な資格を視野に入れて採用を行いました。その結果ですね、先ほども言いましたけども、1級土木施工管理技師又は、宅地建物取引主任者ら、また教諭免許など、有資格者の確保に至りました。

それら資格を含めてですね、今後も優秀な人材を確保するように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 今、中野課長おっしゃられましたように、私も新卒より、やはりいろんな経験をした人の方が実践的に役に立つように思います。その辺また、今後とも考慮していただいて、採用を考えていただけたらと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） 中野課長、先ほど福井議員の中に質問のごさいました安堵町での定住化計画というか、そのことへの答弁一緒になされてませんけれども、その辺のことお答えください。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 昨今、特にですね、核家族化というようなことで、安堵町の職員にとりましても結構町外の方へ出ているような実態がございます。これは幾分にもいろんな所要な問題がございます。これらの原因をですね突き詰めましてですね、今後は町内にできるだけ確保するように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

総務課長（中野彰宏） はい。

議長（森田 瞳） 次に、収益事業の一環としての答弁をお願いします。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

福井議員の質問であります、収益事業の一環として庁舎、施設への太陽光発電システムの導入についてお答えいたします。

我が国の電気エネルギー供給源であります原子力発電につきましては、御承知のとおりその大半が停止している状況でございます。その代替エネルギーとして太陽光発電は、今クローズアップされているところであります。

議員御提案の、安堵中央公園体育館に設置してはということでございますが、このことは有効な手法であるというふうには認識しております。そのため、再度調査等チェックを行いましたところ、当該体育館の構造はソーラーパネル重量を想定した強度等の設計がされていないというふうなところでですね、実施する場合には、補強することについても大規模な改修が必要であるということになります。

また、今現在、エネルギー全体のエネルギーを供給するにつきましては、年間 16 万キロワットアワーという電気量を使用していますが、それをソーラーで補うといたしましても、夜間のウェイトが大きいということで、約 3 分の 1 程度の能力になるのが実情です。そしてそれに要した経費を償却するということになりましたら、最低でも約 100 年程度はかかるというふうな試算いたしました。

ちなみに、パネルの耐用年数は 10 年。よくもって 20 年というふうに言われております。議員の御指摘の収益事業としては計算上大きな無理があるかと思えます。

大規模な改修、設置等行う場合は、相当な財源の裏付けがあるというふうになりますので、この辺は今後の社会情勢などを見ながら検討課題としたいと思っております。

失礼します。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10 番（福井保夫） まあ、私事ですが、今週火曜日に太陽光パネルを 36 基家に付けました。

どんどん電気を生んでおります今のところ。で、いろんな意味で補助金。県の方も平

成 24 年度の新規事業で、太陽光パネルを新たに設置する家庭につき、1 軒につき 10 万円の補助と。まあ、1 億円が限度ということです。再生可能エネルギーと省エネ設備を導入した中小企業には 500 万円の上限、という補助金が新しくなりました。

まあ、国からの補助金、だんだんと減ってきております。いろんな意味で小学校も改築されますよね。小学校の屋上に付けるとか、屋根でないのでちょっと経費も掛るかもしれませんが、そういうものを付け、採算が取れるようでしたらやはり小学生にまたいろんな経験と言いますか、いくらいつていくらというのがしっかりモニターに出ます。だからそういう 1 つの教育の一環にもなるような気もします。

で、先般の 2 月 29 日に大和郡山市給食センターですか、実地視察に行きました。その時も給食センターに何枚かパネルを付けていますが、上田市長はどんどん付けろと言ってますので、センターの所長は、次の新築予定のセンターには恐らくかなり付けるんじゃないかと思います。上田市長の性格も良く知っていますので、どんどん新しいことをする人ですので。まあ、今度もし中学校給食センター等、新しい建物を建てるようなことがあれば、そういう面も検討していただけたらと思います。

町長はどんな思いですか、ちょっとお伺いしたいと思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、町長。

町長（西本安博） 2 問目ということで、自席から答弁をさせていただきます。

まあおっしゃるとおり、先ほどの震災で、原発が相次ぐ停止になっております。それに伴い大手電気メーカー等が、メガソーラーということで、建設、供給計画が相次いでいるということ、私も承知しているところでございます。

福井議員は率先して御自宅で先進的な取組をさせていただいております。そして、当町に対する御提案、これは本当に有り難く思っているところでもございます。

多分、議員の本意といたしましては、経済的なこともさることながら、行政当局がそれを取組むということで、住民への積極的な取組を促すと、こういうところに大きな効果があるのではないかという意向であろうと私は解釈しております。

したがいましてですね、例えば中央体育館というようなことで、一例として言っただけでございますけれど、これは経済的に察していただきますと、ちょっとかなり気の遠くなるような、いわゆる一般会計、300 弱の会計の中では気の遠くなるようなことかも知れませんが、今後新しく、かなり大規模な建築物の中にはですね、設計段階から積極的に取り入れて、まあ財源等の問題もございしますが、それを見合わせながら積極的に取り入れて、住民の啓発もそれによって進めてまいる、あるいは教育の一環にしてまいりたい。私はそのように考えておりますので、今後は視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 今後、いろんな意味で検討していただけたらと思います。

これもちまして、10番、福井の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで、10番、福井議員の一般質問を終わります。

-----  
議長（森田 瞳） 続いて6番、松田議員の一般質問を許します。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 松田議員。

（松田議員 登壇）

6番（松田和代） 6番、松田でございます。

今回、一般質問をさせていただく前に、お詫びいたしたいことがございます。

12月議会最終日に行われました一般質問において、富本憲吉記念館について私が質問をさせていただいた折、富本憲吉先生の功績を御紹介する中で、日本で第1号の人間国宝と述べるべきものを、日本で第1号の文化勲章を受章されたと誤って述べてしまいました。そのため、安堵広報2月号の議会だよりに置いても間違ったまま掲載されてしまいました。高い席ではございますが、謹んで訂正させていただきますとともに、お詫びいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

生涯学習の問題について質問させていただきます。

平成2年に、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律が施行され、以来、今日まで色々経過がありました。平成15年以降、生涯学習の振興方策について論議されてきました。そこで教育長にお聞きいたします。

1点目として、教育委員会としては、住民の生涯学習の支援についてはどのような支援策を考えておられますか。

2点目として、生涯学習を通じた地域づくりとは、どのような地域を作りたいと考えておられますか。

以上、2点についてお聞きいたします。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） 松田議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の生涯学習の支援策についてでございますが。教育委員会では、幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに合わせた学習や、スポーツレクリエーション関係を整備すると共に、学びや余暇の活動を通して積極的な社会参加や、まちづくりへの参画が促されるような仕組みづくりを推進してまいりたいと考えております。従前より開講してまいりました文化講座から発展し、自主的に活動を続けていくクラブが増えてまいりました。そこで、登録申請をしていただいたクラブに対して、カルチャーセンターの使用料の一部を補助し、こうした自主的な活動を支援してまいりました。スポーツレクリエーションにつきましては、体育協会が設立され、町内の様々なスポーツクラブを支援してまいりました。中央公園体育館のトレーニングルームでは週2回のトレーナーによるトレーニング指導を実施し、生活の中に運動を取り入れる機会や場所の提供をしております。

また平成22年には、総合型地域スポーツクラブ「すこやか安堵スポーツクラブ」が設立され、誰もが気軽にスポーツやレクリエーション活動を行う機会を提供し、各種スポーツや軽スポーツ大会も催しております。今後も講師の確保に力を入れながら、多様な学習機会を提供していきたいと考えております。

続きまして2点目の、生涯学習を通じた地域づくりの方向性についてお答えをいたします。

近年、科学技術の進歩や情報化、国際化、高齢化などの社会の急激な変化に伴って、社会生活を送っていく上で、新しい技術や知識を絶えず習得し、有効に活用していく必要が高まっていることを十分に認識しているところであります。このような中、人々は物の豊かさから心の豊かさを求めるようになり、将来にわたって自らを高め、生き甲斐を見出し、それぞれのライフスタイルの確立をしながら、健康で充実した豊かな人生を送りたいという欲求も強まっています。

生涯学習推進の目的は、こうした町民の自己実現を支援することではありますが、学習した成果を自己の向上に留めておくことだけではなく、地域活動のボランティアにも役立てることで、活気ある地域社会の形成に生かすことが望まれます。本町では、



このような生涯学習社会の構築を目指した、社会教育の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（森田 瞳） 6 番、松田議員。

6 番（松田和代） ありがとうございます。

財政が厳しい折、実現に向けた財源の裏付けができるもの、できないものがあるかとは思いますが、住民にもっとも身近な行政機関として、地域住民と協力して社会の養成、地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の盛況など、住民の生涯学習の支援、また、生涯学習を通じた地域づくりをしてもらいたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

議長（森田 瞳） これで、6 番、松田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて 8 番、山岡議員の一般質問を許します。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

（山岡議員 登壇）

8 番（山岡 敏） 8 番、山岡でございます。

今回は、大雨等による岡崎川の浸水対策についてということで、岡崎川に関して 1 本に絞って質問させていただきます。

まず内容といたしまして、大雨等により水位が上昇し、大和川と岡崎川の水位のバランスが崩れ、逆流防止のため、岡崎川河口のバック防止ゲートが閉められます。出口の無くなった岡崎川の水は、笠目地区、窪田地区等に浸水、回流します。対策について前回、所管団体、経費面に困難を要しますとの回答でしたが、これらについて質問させていただきます。

2 番目としまして、流域対策推進協議会の内容について具体的に質問します。

以上、よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） 大雨等による岡崎川の浸水対策について。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 只今の山岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の御質問の所管団体の件ですが、大和川本線並びにバックゲートにつきましては国土交通省の所管でございます。岡崎川に関しましては奈良県であります。また、河川よりの溢水に係る内水対策は、安堵町が対策を行うと認識しております。

ポンプ施設につきましては、大和川への放流同意の問題もあり国交省との協議に困難があります。また、経費につきましても河川より溢水した雨水を吐き出すためのポンプ施設となれば、王寺町のポンプ施設のような多大な経費が掛ると考察されましたので、早急な対策としては困難であると考えております。

2つ目の御質問の、流域対策推進協議会の活動内容につきましては、岡崎川流域における浸水被害の軽減のため、県及び流域市町村であります大和郡山市と安堵町が連携し、流域対策の推進を図る目的で設立されました。経緯としましては、平成23年1月26日に第1回の会合が開催され、岡崎川流域における浸水被害と流域対策の現状、課題、今後の流域対策の進め方について協議され、席上、既存の溜池の利用として、利水分の一部を治水分として利用できるか溜池の管理者へのアンケートを取ることが決まりました。同年2月にアンケートを実施し、同年4月26日に第2回会合として、アンケート調査の結果を報告。今後の流域対策の進め方等が話し合われ、奈良県より今後も大和川総合治水対策協議会と連携し進めていきますとの回答を得ました。

以上でございます。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

8番（山岡 敏） まあ、一問一答ということでございますけれども、同じ課だから一緒にお答えいただいたと思いますけれども。まあ私自身、分けて質問しようと思っていたんですけども。最初の方からちょっと質問させていただきます。

前回の質問の時には、貯水池の設置や今おっしゃったポンプアップですね、大和川

へのポンプアップ。岡崎川の堤防の嵩上げ等は難しいと、これは経済面においても、また所管団体においても困難を要しますという回答でございました。

今回お聞きしたいのは、経済面は確かに非常に難しいかもわかりません。だけど難しいからというわけで、その計画なり、そういうものを打ち立てないのもちょっとおかしいと思いますし。ただ僕が言いたいのは、所管団体の協議会は難しいと。まだテーブルというか所管団体もできてない。若しくはその、後で聞きますけれども、所管団体は何だという回答ももらってないわけですね、前回の時に。それなのに難しいとポンと断られてしまうと、所管団体ってのはなんやねん。そのテーブルもないのに難しいと。これは僕回答にならないと思うんですね。この点について、まず所管団体とは何であるか、これについて説明してください。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） ここで言う所管団体なんですけれども、大和川本線並びにバックゲートに関しましての、持ち物の所有者としましては、国土交通省大和川河川事務所が所管しております。で、ここにおけるいろんな行為につきましては、全て河川法に基づき、協議、申請が必要となってきますので、ポンプ施設並びに河川の隣接する辺りで調整池という形になりましたら、全て協議が必要ということになってきます。以上です。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

8番（山岡 敏） 確かに国とか、大和川国土省ですか。そういうような国のレベルになってくるわけですが、この協議会はそういう国のレベルでないと協議会は設けられないわけですか。その点どうですか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） この協議会というのは、推進対策協議会の件でしょうか。

この推進協議会に関しましては、県が主体となり発足させてくれました。これは奈良県内の内水の被害を少しでも軽減しようという知事の意向により、県が動きまして

できた協議会でございます。

以上です。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

8 番（山岡 敏） 多分、今古川課長がおっしゃてるのは、その大和川治水対策協議会。これ御存知ですね在るの。

産業建設課長（古川秀彦） はい。

8 番（山岡 敏） で、この大和川総合治水対策、これについてですね先般ちょっと県へ行きて、色々質問してきましたけれども。県の方針としては流す対策に対して、溜める対策が立てられている。県事業として、大和川流域に五つの大規模な雨水池を作ったと。で、目標率に達し 99%。市町村事業の貯水池は 76%。上流で貯水機能を充実させると。これ、荒井知事が答えておられます。県の答弁でも。そうすると、うちの町だけでは無理だから県を動かす。そして県でも無理であれば、今度は国を動かすというような形のねステップを踏んでいってもらわないと、ただ単にうちが溜まっていくのをじっと見ているわけにはいかないし。当然、担当者が動いてくれると思いますけれども、知事がこうおっしゃってるんですから、これらについて御存知であればちょっと説明してください。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 答えさせていただきます。

バックゲートの設置以降のこともありますから、若干付け加えさせていただいて、説明させていただきたいと思いますが。

現在のバックゲートは平成 3 年に改修されたものでありまして、一定の効果は上がっていると思いますが、それ以降においても数回の浸水の被害が発生しております。

昭和 57 年の災害以降に、町としましても昭和 62 年に浸水実績を踏まえ、岡崎川内水調査委託を行っております。その結果、対策としましては、毎秒 20 m<sup>3</sup>の排水ポンプが必要であるという回答でありました。この規模につきましては王寺町の排水ポンプ場の約 6 倍の能力が必要な容量でございますが、それと併せて貯留施設。雨水を溜める施設でございますが、設置が必要であるとの結果を得ました。

排水ポンプにつきましては、コンサルタントの試算では 28 億円と高額であること。また、当時の建設省との協議が困難であるということから、早急な実現は困難であると判断しておりました。その代替案としまして、町としましては溜池貯留や公共施設のグランド貯留等、実現性のある施策として、貯留施設の整備を進めるとの方針を出しております。平成元年より 7 つの溜池と 4 つの公共施設のグランド貯留等を整備してまいりましたが、未だ根本的な解決とはなっておりません。

また、御質問の大和川総合治水対策協議会の件でございますが。現在、国土交通省近畿整備局におきまして、大和川水系河川整備計画を策定中でございます。現在公表されておりますたたき台におきまして、内水対策の項目がありまして、洪水調整池の整備、遊水池ですね。で、内水排除施設、ポンプアップ施設の整備がうたわれております。国交省としましては、亀の瀬の地滑り対策が平成 22 年に完了し、亀の瀬より下流については、先ほど議員もおっしゃってました流す対策を。上流につきましては溜める対策を基本とされているようです。これを受けて安堵町ではこの問題は最重要の一つとして認識しており、国に対し、浸水実績地域として、貯留施設並びに内水排除施設を奈良県とも連携して、国に要望してまいりたいと思っております。

以上です。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

8 番（山岡 敏） 総合的に色々と答弁してくれましてありがとうございます。

まあ質問に対しての、できたらそれだけの答えをもらわないと、これから質問しようと思ってももう皆言ってしまうやないかというような形。これじゃ一問一答にならないわけなので。

まあそれはさておいて、次の 2 番目の流域推進対策協議会。もうこれ発足されてもう一年になるわけですね。この推進対策協議会というのは確か前に聞いた時には、2 市 6 町でしたかな、ちょっとそれを言ってください。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 関係団体としましては、大和郡山市、安堵町が自治体でございます。あとは、奈良県の関係部局、河川課等。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

8 番（山岡 敏） 私が今言ったやつ、2 市 6 町ですかということをお聞きしただけですね。それで間違っていたらもう 1 件あるとか、いうことを答弁をしてもらわないとですよ、いちいち何処何処はと言われてもね、これ僕の問いとは全然合わないわけなんですね。というのは、僕は確か前の時に 2 市 6 町で構成されてると。この協議会の内容について具体的に僕は聞きたいわけなんです。これ 2 市 6 町で間違いありませんね。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 公共団体としましては、安堵町と大和郡山市の 1 市 1 町です。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

8 番（山岡 敏） わかりました。

まあ確かに 1 市 1 町というのは、これはこの前の県の本会議でですね、ある先生が質問されてそれを荒井知事が答弁されております。その内容につきましてはですね、大和川流域の市町村の問題、これは非常に難しい問題であると。で、皆さんも御存知の通り、過去にですね、これ僕が抜粋してきたものを読ませていただきますと、「奈良盆地の水が大和川に集まり大阪府へ流れることから、大和川の流水対策は大阪府の懸案であり、特に双方が対立したことがございます。過去にね。この時の知事は岸さんです。で、その時にこの岸さんが述べている言葉がですね。「上流の奈良県が宅地の乱開発をするから洪水になるんだと。奈良県には下流の迷惑を考えていないのではないか」という答弁をされてるんですね。僕らから言わせたら、じゃあ今 1 市 1 町とおっしゃったように、じゃあ郡山か若しくはそれに関連する岡崎川に流れてくる水、全て安堵で受けるのかと。これを引用できますわね。

あんな大きな大阪府でもそういうふうなことを言うてるのに、小さな町が溜まってくる水、待ってると言ったらおかしいですけど、ポンプアップしたらいけないと言われてる。じゃあ溜まるのを待たないと仕方がないわけですね。貯水池を設けるといったってお金が掛るからできない。そうすると上流でクリアしてもらわないと、多少助けてもらうというかね、ですから知事が答えておられるのは、7つのモデル地区を設けて、まあ安堵は郡山とタイアップしてくださいというようなことでね。あとの 5つ、

6 つは関係ないので削除させてもらいますけれども。ということは、郡山市に協力をしてもらってそういう貯水池なり、若しくは止水制限を少しでもしてもらおうとか、こういうことが無い限り、うちがいくら頑張っても上流でどンドン流してきたら、うちが全て対応しないといけない。これは僕ね、町だけではなくて、県なり、県で駄目だったら国なり、これで一番肝心なのは亀の瀬ですね。亀の瀬がスコンと抜けたら何の問題もないというか、ある程度流れてしまうわけですね。ところが今度は下流の方が大きな被害になる。だから荒井知事も濁した回答をされております。ということは、多分亀の瀬のことを言わんとしてはるんだらうと思うんです。言わんとする亀の瀬は、その解決は中々難しいですけれども、ある程度地盤が治まったと。こういうこともこの前届けた時に建設省がおっしゃってございました。しかし、治まったからって直ぐに解決するわけじゃないですけれども、進めていけば少しでも早く、その亀の瀬をちょっと削ってでも下流へ流そうとか、やはり訴えてもらわないとね、小さなこんな町では無理だと思ふんですよ。だからやはり手順を踏んで県を動かす、県が駄目だったら国へ言いに行くというような形を僕は取ってほしいわけです。そういうことについて今の考えをお答え願えますか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 先ほど議員がおっしゃいました7つのモデル地区の件ですけれども、現在、9まで増えているというのを聞き及んでおります。

で、岡崎川流域が1つのモデル地区、他にもまた、曾我川地区であるとかいろんな、県が管轄している河川ごとのモデルを作りまして、協議会というのでできております。

で、今回の御質問の岡崎川流域に関しましては、安堵町と郡山市が協力して岡崎川の負荷を軽減していこうという形の中で、既存の溜池が利用できないかとか、水田にもう少し治水分として溜めれないかとか、というようなことを検討する上でのアンケートを実施したりとか、これからどういう形で進んでいこうとかいうような話し合いの場の機会をもつていただいている。これにつきましては、アンケート結果に基づきまして粘り強く、また交渉なり進め方というのは協議会を中心に決められていくことと思ひますし、また要望を県にしていきたいと思っている所存でございます。

以上です。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、山岡議員。

8 番（山岡 敏） 総括して色々と質問させてもらいましたけれども、要はいつも、皆さん御存知のとおり、昭和 57 年ですか、この時にあれだけの大水害が起きたと。まあ王寺はそういう形で一番先にそういう貯水池を、補助金をもらいながら、まあ勿論財政的な問題もありますけれども。確か 8 億近くのお金を自分のところから出して、あとは補助金をもらってあれだけの貯水池を設けられたわけですけども。

まあ、うちとしましても、そういう補助金をもらって土地を購入して設けろというのは非常に難しいという点、これは僕は理解します。しかし、長期的な形で計画を立てて考えていってもらわないと、やはり今の状況であれば大雨が、まあ流行の言葉で言う未曾有。もうとてつもない大雨が降った時には恐らくあの状態以上になると思うんです。そうすると笠目地区の住宅、ここはもう当然浸水していきますわね。だから財産を守るためには当然、まず避難をとということの形がとられるだろうと思いますけれどもね。まあそれらを考えてやはり県、国、何回も言いますが、こちらの方に僕は力を入れてもらって、住民としましてですね、1 日でも安心した生活を送れるようにお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、8 番、山岡議員の一般質問を終わります。

-----  
議長（森田 瞳） 続いて 9 番、田中議員の一般質問を許します。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

（田中議員 登壇）

9 番（田中幹男） 9 番、田中でございます。

私は 2 点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まず 1 点目は、消防の広域化についての問題であります。

現在、県内には 13 の消防本部があります。これを 1 つに統合するとして、2009 年 4 月 1 日に奈良県消防広域化協議会が設置をされ、来年度からの広域化を目指し、協議が重ねられてきましたが、このほど、大きな自治体であります奈良市と生駒市がこの協議会から離脱の表明をしております。西和消防組合の東分署が在る当町としても、分担金の 1 億円を負担をしております。当然残る 11 の消防本部の協議会でこれから検



討されていくとは思いますが、当町としても考えていく必要があるのではないかと思います。見解をお聞きしたいと思います。

それから、中学校の給食実現に向けてということで、この間、父兄の皆さんから 252 筆の陳情が提出され、文教厚生委員会で討議を重ね、文教厚生委員会、本会議とも全員の賛成でこの陳情を採択しております。

今後、教育委員会としてどう進めて行くのか、展望につきお聞きしたいと思います。

それから、昨年の 3.11 東日本大震災による放射能汚染の問題であります。

当町としても、給食の食材に対し、放射能汚染についての調査をすべきだというふうに考えますが、その見解をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 消防広域化についてお願いします。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

まず田中議員の質問であります消防の広域化についてお答えしたいと思います。

御指摘のとおり、この平成 24 年 1 月に広域化に伴う市町村の財政負担額が明確に示されなかったこと。また、負担に対してのメリットがはっきりしないというようなことで、そのような理由で、奈良市、生駒市が相次いで脱会されたというところは、周知のことでございます。この 2 団体が抜けたことで、今後どのようなようになっていくのかというようなことで、具体的にはまだ何も示されておりません。これは私どもも一応困惑はしております。そのような中、西和消防組合管理者、これは王寺町長ですけども、王寺町長の方から、十分な議論をつくしそれぞれの課題について一定の同意を得た上で計画案を策定して、事務局に対してですね、それらを策定してですね協議会に示していただけるように提言を行ったところでございます。

今後は、西和消防組合といたしましては、協議会の課題に対する検討、調整を、動向を見ながら西和 7 町でですね協議をしていくというふうになっております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） この奈良市や生駒市の離脱の理由としてですね。具体的に消防署や分署の配置、人員体制、勤務条件統一などの具体化が進んでおられないということと、奈良市や生駒市の経費負担が増えるのではないかという、これが一番大きなあれになってるわけですね。で、私も色々調べますとね、広域化のメリットというのが出されているのですが、具体的にはメリットは殆ど無いんですよ。マイナス要素の方が多いんです。これについて行政としてはどう認識してるのかお聞きしたいと思います。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議員おっしゃるように、西和消防組合管轄がこれ今 13 団体。最初、生駒市、奈良市を含めまして協議をしていたところで、この 1 月 6 日にですね、小委員会の配付資料が、初めてととっても過言ではないんですけども、この時初めて財政負担という部分が示されました。やはりこの計画案ではかなりの負担増という部分がありました。ただ、今おっしゃるように、その負担に対してですねメリット部分、今おっしゃっていただきました広域化になった後の本署、分署の配置とか、車両等人員配置がどのようになるかとか、そういう具体的なメリットに関しては何も示されておられません。財政負担だけが増えるというふうに提示されております。

ただもう 1 つ、もう 1 点はですね。28 年度消防のデジタル化という部分につきましても広域になる部分がございます。この辺もですね、今はっきりどのようになっていう部分につきましては、先ほどやはり言いましたように、西和 7 町でこれを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） まあ広域化のメリットとしてですね、1 つには財政基盤が拡大し装備を増強できるということが挙げられているんです。これを具体的に考えますとね。

例えば、ポンプ車の配置っていうのがあるんですけども、人口 5 万人に対して 4 台というのが基準になっているわけですね。現状ですよ。で、これが 30 万人規模の自治体となると 14 台というのが基準なんです。で、大体不足してますから、4 台といっても 3 台くらいしかないのが実情でありましてね、例えばこの 5 万人の自治体が合併して 30 万人の自治体になった場合には 14 台が基準なんです。ところが、今 1 台不足

していても、 $3 \times 6 = 18$  だから 18 台。4 台削らなきゃいけないという事態さえ起きるとい問題があります。現状で不足していながら、国内では 5 万人の自治体では 1 台不足してても、これが 30 万になるとむしろ多いというのが実情なんです。

それからもう 1 つとしては、統合することによって、管理や通信部門の人員を減らし、現場に多くの人員を廻せると。こういうことが説明されておりますけども。

現在、奈良県では救急車の通報含めて、年間 14 万件あるそうです。西和消防組合でも年間 2 万件ということで、1 日平均 400 件の通報があるんです。これを一箇所にとめた場合、人員を削るどころじゃないというの実態になろうかというふうに私は思います。人員削減どころじゃなくて、むしろお金がかかるということになりかねないと思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 先ほど来申し上げてますようにですね、今言われました、具体的に安堵町にとりましてどうなるのかというふうな、西和 7 町にとりましても同じことなんですけども、具体的なところが明確に出されておられません。よってですね、先ほど申し上げましたとおり、今後の推移を見ながらですね考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） まあ私はこの間の、今年の 3. 11、奈良県では台風 12 号による被害、こういうことを見ましてね、やっぱりその町における職員の重要性、消防の重要性、消防団員の役割、本当に大きいと思うんですね。で、多くの人達が命を落としております。私は、現在成すべきことは、消防を充実させることこそが今の課題だろうというふうに思います。残念ながら、奈良県を見ますと、消防職員の充足率は県平均で 63% であります。消防本部によっても格差がありまして 46% から 80% になっており、全国平均の 75% を達するには、奈良県では 418 人の消防職員が不足をしていると。こういうことになっておまして、消防署自体もですね、奈良県では 7 箇所不足しているのが実態なんですよね。だから私はこの広域化っていうのは流出するところじゃなくてね、むしろ弱体化の方向性だというふうに考えるわけですけども。やっぱりこの間の災害に対する消防の役割ってものを考えた場合、もっと充足させていく必要が

あると考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議員のおっしゃるとおりでございます。

我々でも消防職員、これ常備消防職員に増員していただいておりますね、やはりこの大災害に、いつなんどきに発生してですね起こるかわからないと。これに対処するためにはやはり消防職員が十分に機能するようにですねやっていただきたいと。ですので、このへんのところもですね、今後協議していきたいとそういうふうを考えております。以上です。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） ありがとうございます。

次の問題に移りたいと思います。

2 番目に、中学校の給食実現に向けてということで。まあこの間 252 筆の陳情が提出され、文教厚生委員会や本会議で全員一致のもとで陳情を採択したということではありますが、今後ですね、教育委員会として具体的にどう進めていくのか、進められておられるのか、お聞きしたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、中学校の給食の導入については昨年末、安堵町立中学校給食導入検討委員会を立ち上げ、学識経験者を会長として検討しているところであります。

現在、検討委員会が第 3 回まで開催され、児童、生徒、またその保護者及び教職員に対しアンケート調査を実施し、集計をしているところであります。

また、これまでの検討委員会の内容につきましても、教育委員会のホームページでお知らせさせていただいております。今後は検討委員会での報告を基に教育委員会で検討し、最終的には町としての方針を出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） まあこの間のことを考えますと、議会での全員一致での陳情採択。まあ町長もこの間の予算委員会で、実現に向けての前向きな答弁がされていると思います。

こういう中で、当然今、アンケート調査を進めておられるということでもありますけれども、教育委員会としてもどういう態度というか、考え方で対応していくのか、まずお聞きしたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

教育長（楮山素伸） アンケート調査につきましては今集計をしているところですけども。特に教職員、そして、小学校、中学生の子ども達の給食導入に対してのきたんな意見を求めたいと思っています。更には保護者の意見を、いずれ給食導入につきましては既にもう採択をされた。また、導入していくという方向性が示されておりますので、中学校給食については保護者への説明も含めて、今後していく必要があるかと思っておりますので、そのことも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） この間、大和郡山市の給食センターの見学もさせていただきましたけども、率直に言って教育委員会の準備がですね、私は足りないというように率直に思っております。もっとやっぱりスピードを上げて、例えば自校方式や給食センター方式、いろんな方式ありますけども、その辺の調査を含めてね、具体的にいくら掛るのかも含めてですね、資料を出していただきたいと率直に思います。その辺がはっきりいってちょっと遅いんじゃないかと、私だけじゃなくて多くの議員がそう考えております。

是非ですね、教育委員会の皆さんには大変な目があるかと思っておりますけども、是非、安堵町の将来を託す子ども達のために、是非頑張ってくださいというふうをお願いしておきたいと思っております。

それから 2 点目として、給食食材に対するですね放射能汚染対策についてお聞きし

たいと思います。安堵町ではどういう対策を考えられているのか、見解をお聞きしたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 給食食材に対する放射能汚染の問題でございますが。学校での給食については何のものにもまして、安全であるべきものと考えております。県下で流通しております給食食材につきましては、安全であるとの認識のもと、現在も実施をしているところであり、今後の対応につきましては、他市町村の動向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 今教育長も言われましたけども、何よりも食材に対する不安を解消し、安全な給食を実現させるこれが目的であります。この間、三郷町も取組を始めております。それによりますと、放射能測定システム。随分高い機械なんですけど、472 万 5 千円というのを入っております。これは、政府の出荷制限等の前提となる検査を指示した、17 都県を産地とする食材が対象となるものであります。加工品は念密に検査をし、野菜や肉類などは当日に検査をし、基準値キログラム当たり 40 ベクレルを超えた食材を使用しないというものであります。大体、食品が準備できない場合は、その日の献立からその食材を除いて調理をするというものであります。当然給食のある日は毎日行い、毎月上旬に前月の調査結果について、給食代を筆頭で一括して公表するとしている内容であります。

他町の取組ではありますけれども、参考にすべきことが多かろうかと思っておりますけども、これについての見解を是非お願いしたいと思っております。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 今、田中議員からの御指摘のありましたように、放射能汚染については各市町村の議会の方でも取り上げられているように聞いております。近隣の議会で

も取り上げているように聞いておりますので、その内容についても参考にさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） まあ財政的には厳しいところもあるかと思いますが、是非、前向きに考えていただきまして、施策を実行して行ってほしいとお願いして、私の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、9 番、田中議員の一般質問を終わります。

-----

議長（森田 瞳） 一般質問の途中でございますけれども、只今より 1 時まで休憩いたします。

休 憩

-----  
午後 0 時 0 6 分

午後 1 時 0 0 分  
-----

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開します。

続いて 5 番、島田議員の一般質問を許します。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） 島田議員。

（島田議員 登壇）

5 番（島田正芳） 5 番、島田正芳でございます。

質問事項について、町道の認定についてであります。  
どのような基準で運営されているのかお伺いいたします。

- ① 開発申請後の道路について
- ② 位置指定道路について
- ③ 専用通路について
- ④ 基準ができる以前と以降について

以上のことについて教えていただきたいと思っております。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 島田議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、安堵町には明文化しました町道の認定基準に関する要綱、要領はございません。しかしながら、いろんな形態の道路がある中で、明確な町道認定の基準が必要であると考え、本年4月1日施行に向け、要綱を作成したところでございます。

島田議員よりの御質問の、開発申請後の道路の取扱いにつきましては、都市計画法第40条第2項の規定により、土地の帰属を受けることとなっております。帰属を受けた後、議会の承認を受け認定しております。開発による帰属につきましては、道路側溝を含む道路施設について、道路工事検査を実施しております。

位置指定道路並びに専用通路につきましては、個人または500㎡以下のミニ開発等により建設された道路であり、現在は認定しておりません。

道路認定基準要綱が施行された場合の取扱いでございますが、以前と大きく変わることはありませんが、例えば、基本的に道路幅員が4m以上であるとか。土地を町へ寄附していただけること。また、町道認定し暫くは道路維持に費用が発生しない構造、現状であることが要綱において明文化しております。今後は認定要綱に基づき、適正に認定処理を行ってまいります。

以上であります。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） 島田議員。

5番（島田正芳） ありがとうございます。

平成24年度より明確な町道認定の要綱が実施され、基準が家と変わらないというこ



とですが、幅員 4m以上で本舗装ができてあり、道路は通り抜けができること。ということが条件ということになりますね。どうですか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 基本的にはそういう基準であります、通り抜けにつきましては地域の生活道路であり、また、回転場があるということが条件になっております。以上です。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） 島田議員。

5 番（島田正芳） 現在は周辺道路、町道認定されていないが、大和まほろばインターが開通するに伴い、町外から観光人口を呼び込むために、イチゴ農園、花作り農園、貸し農園などで地域活性化を図らんとするとき、特定の地域で個人が寄り集まって農園経営を行おうとした場合に、施設整備等で町道認定が必要となり生じた場合、付近の道路は現状そのままであって、認定基準には満たしていません、弾力的な運用で町道認定していただけるようお願いいたします。

以上、質問を終わります。

議長（森田 瞳） ちょっと古川産業建設課長に申しておきます。

たまたま 4 月 1 日から、そうした認定の要綱を定めていきたいということでおっしゃっておりますけども、私達議会には何の協議も無い。その辺のことについて総務産業建設常任委員会を設置しているわけですので、一応その辺の協議について、要綱、まだ案だというような状況だと思いますけども、その辺もしっかりとまとめ上げていただいたら、要綱を我々議会にもお示し願いたいと希望して、島田議員の質問を終わります。

-----

議長（森田 瞳） 続いて、今、浅野議員の一般質問ですが、安堵町の生涯学習構想についての中で、生涯学習の施策に関する質問は、先ほど松田議員から質問がございました。

質問内容が重複することのないように注意していただいて、質問を許します。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2 番（浅野 勉） 議席番号 2 番の浅野でございます。

本日は 2 枚の一般質問を予定しております。

まず 1 枚目の方ですけども、安堵中学校の新学習指導要領における武道必修化について御質問申し上げます。

現在、全国の公立小中学校におきまして、学校管理運営に関する規則に基づき、平成 24 年度の教育課程の編成に向けて、鋭意努力を重ねておられることと思います。

特に中学校におきまして平成 24 年度は、新学習指導要領完全実施の年度に当たります。安堵中学校は平成 21 年度に武道場の改修工事を完了され、武道必修化に向けての施設整備はなされております。

それでは 2 点の質問事項がございますので、よろしくお願ひいたします。

1 点目、平成 24 年度安堵中学校の体育の強化指導におきまして、1、2 年生の武道必修化における武道の種類及び年間の指導計画及び指導教員の法制、実技研修会の参加の有無についてお伺ひいたします。

2 点目、武道の学習は、我が国の歴史や伝統文化を学び、礼法を身に付け、他人を思いやる心身の健やかな成長を図る目的で実施されます。指導法の工夫及び安全対策等につきまして、特に創意工夫されておられる具体策がありましたら説明をお願いします。

続きまして、2 枚目の質問でございます。

先ほど松田議員の方から、生涯学習につきましては総論がなされたと思いますが、私の方はその各論として質問をいたします。

過日、第 4 次安堵町総合計画が策定されました。今日もこの冊子いただいております。もう 10 年を見越した冊子ができました。安堵町の将来を展望する大きな基盤になるものと思われまます。平成 24 年 4 月からカルチャーセンターが教育委員会に移管されます。生涯学習構想とは、いつでも、何処でも、誰でも、何でも、まわれる社会を言います。特に先進国としてアメリカの方では、飛行機の航空免許を取るようなそういう講座も開設されておられるというようなことも聞いております。住民のニーズに応じたそういうまわれる社会を、安堵町にも導入していただければどうかなと思っております。そして一生涯を通じて学び続けることが、1 人ひとりの人生にとりまして、生き甲斐に繋がっていきます。

それでは、3 点について質問をいたします。

まず1点目、カルチャーセンターの教育委員会移管に伴い、今まで以上に文化教育講座等が開設され、多くの住民のニーズに答えられるような新しい施策についての構想がありましたら、御紹介をお願いします。これは人的配置もごございますので、もしよろしかったらそういう人的配置の方も御回答よろしくお願ひしたいと思います。

2点目、カルチャーセンター内の町立図書館の移動の計画はありますかという質問です。

3点目、町内には多方面における特技や技量をお持ちの方々がおられることと思ひます。安堵町の教育文化の人材バンク構想について、現状と今後の課題等につきましてお伺ひいたします。

以上、質問について御報告申し上げます。

よろしくお願ひ申し上げます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） 安堵中学校の新学習指導要領における武道の必修化について、浅野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1問目の安堵中学校におきましては、平成22年度より男女共に柔道を先行実施いたしておりました。平成24年度の計画におきましては、1年生では柔道の特性や歴史について、実戦として柔道着の着方、たたみ方、帯の締め方、礼法、基本となる技の練習を学び、最後に簡単なルールを用いた試合を行う予定であります。

授業時間数につきましては各学年12時間で、指導については2名の体育教諭が当たります。この2名の教諭については、奈良県が主催します学校体育指導者研修会、特に柔道での参加をしており、安全な指導を心がけてまいりたいと考えております。

続いて、指導法の工夫と安全対策につきましてでございますが。

安堵中学校におきましても、礼に始まり礼で終わるといった礼法や、安全に対する心得をまず理解させ、その上で、体裁きや受身などの基本動作を正しく習得させる指導を徹底しております。

安全対策につきましては、学校の危機管理マニュアルを作成しており、武道場を改修していただいた折には、安全カバーやクッション性の良い畳を入れていただくなど、学習環境にも配慮をしております。また、生徒に対しては、爪を短く切らせ、危険な物は身に付けさせないなどの指導を徹底すると共に、念のために柔道の外部講師を招くことなどを視野に入れながら、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

創意工夫につきましてですが。

3年生におきましては木刀を用いた剣道の型を5時間学んでおります。今年度の体育大会において、男子の集団演技としてプログラムに取り入れ発表させていただいたところであります。

続いて、安堵町の生涯学習構想についてでございますが。

浅野議員御指摘のとおり、教育委員会として町民の皆様が生涯に渡って自らを高め、生き甲斐を見い出せるような地域づくりを目指しております。

まず1問目の御質問ですが。

新しい試みとしては、文化祭開催に合わせて特別文化講演会を企画いたしました。

町内外から多くの参加者を得て成功を収めたところでもあります。また、講座や教室から発展した20の登録プランが現在自主的に発動しており、施設使用料等の支援をしております。今後も町民のニーズを把握しながら成果が上がるように、講座や教室の充実を図ってまいりたいと考えております。

人的な配置につきましては、社会教育関連を廃止するようなことも視野に考えております。そのこともまた検討させていただきたいと考えています。

2番目に、安堵町の図書室についてお答えをいたします。

福祉センター図書室は、平成23年度より教育委員会に移管され、管理運営をしております。今後も、町民の読書週間の推進の拠点として、親しみやすい図書室の運営に努めてまいりたいと考えます。

最後に、安堵町の人材バンクの構想についてお答えをいたします。

まず、生涯学習に関しましては、平成12年より生涯学習ボランティア講師登録制度を導入し、一定の人材の把握をしております。今後も幅広い人材の把握に努め、地域の方々の知識や技能、経験と住民の学びのニーズを結び付けていけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

今後は、先ほども述べましたように、社会教育主事の育成も念頭に入れながら、カルチャーセンターが文化教育行政の拠点となるように、運営方針の充実を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野議員。

2番（浅野 勉） ありがとうございます。

まず武道の件につきましては、安堵中学校におかれましては、武道の授業を平成22年度から先行実施されてこられたことがわかりました。

丸2年間の柔道の指導におきまして、施設設備の改良、充実と学習指導要領の目的に合わせた指導計画の作成及び実施、併せて、担当教諭の積極的な研修参加等にも工

夫されてきたことがわかりました。

これで保護者の方も随分と安心して、安堵中学校の学習指導要領の関連実施に向けて、答えていただけるのではないかなと思います。

それとまた、万一の事故に備えた危機管理マニュアルも作成をされておられます。ありがとうございます。今後とも、学校事故に備えた指導方法の更なる改善及び環境整備に御尽力いただけますことをお願い申し上げ、まず1点目の武道必修化についての質問を終わります。

続きまして2点目の、生涯学習構想についてですけども。

只今文化講演会が開催されたということで、これは町民の文化のレベルを上げるということにも積極的に、また、今後とも取組んでいただければどうかなと思っております。そしてカルチャーセンターが、町民の文化教育の拠点として動いていかれるという力強い今お申し出を受けました。で、今後、その20の登録クラブがあるんですけども、更にそれを増やして住民のニーズに答えていただけるように、また御尽力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほど出ましたように、社会教育主事、これは特別教育公務員になります。教員としての身分的な立場もありますので、また最近、奈良教育大学でもこの講習会を実施されているということも聞いておりますので、職員の中から講習会に出ただきまして、社会教育主事、特別教育公務員の採用という形で、是非、人事案件として入れていただければ有り難いかなと思ひております。

続きまして3点目の、カルチャーセンター内の図書館への移動の計画ということで、福祉センターにございます図書室が、平成23年度より移管されたということを知っております。

現在、その安堵町立図書館には2万8,500冊の蔵書がございます。ほぼ半数が児童書と聞いております。今後、蔵書数の拡大及び蔵書の効果的な活用をお願いいたしたく思ひます。また、奈良県では以前に、視聴覚ライブラリがございまして、16ミリ映画フィルムライブラリがありました。16ミリ映写技師免許講習会にも定期的に開催をされておりました。この中でも免許のお持ちの方は沢山いらっしゃるのではないかなと思ひます。今後の視聴覚ライブラリとして、DVD ディスクの導入も考えていただけますことをお願いいたしたいと思ひます。

図書室は福祉センター、そしてまた、DVD を見れるブースをカルチャーセンターの中にも置いていただけましたら、私も、今後ともDVD を活かした視聴覚教育ができるのではないかなと考えております。

私事ではありますけども、昨年に起こりました東日本大震災の折には、避難所で生活をしております子ども達に向けて、映画上映ボランティアが発足されました。私も、幼児や児童向けのDVD を多数送らせていただきました。で、子ども達が随分喜んでその上映を見ていただいたという報告も聞いております。

今後の安堵町としてのお願ひですけども、多分自宅で眠っておられる文化教育関係

のDVDが多数お家に有るかもしれませんが、もし、そういうDVDライブラリを作られる時には、町の方から募集をいただきましたら、多数集まるのではないかなと思いますので、またその御検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと3点目の、この人材バンクにつきまして、生涯学習ボランティア講師のバンクにも、更なる発展ということでお願ひをいたしました。

まだまだ安堵町内には沢山の技量をお持ちの方がいらっしゃると思ひますので、是非、まあできましたら、親と子の科学教室等カルチャーセンターで行っていただきましたら、そういう講師は多分在町ではないかと思ひますので、そういう講座等もカルチャーセンターでやっていただき、親と子の集いをもつていただいたらどうかと思ひております。今後とも、当カルチャーセンターが更なる安堵町の文化教育行政の拠点となることを望み、生涯学習構想についての質問を終わります。

以上2点、ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、2番、浅野議員の一般質問を終わります。

-----

議長（森田 瞳） これで一般質問を終結します。

-----

議長（森田 瞳） 日程第6：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長、福井委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（森田 瞳） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第7：「諸般の報告」を行います。

議会からは、両常任委員会において、曾爾村が進められている防災行政無線整備事業、観光まちおこし事業等についての視察研修を4月下旬に計画しておりますので、皆様方に後日報告させていただきます。

なお、行政側の関係部局の出席も求めていきたいと思っておりますので、その点、日程等調整していただいて、研修と一緒に同行していただきたいとお願いいたします。

次に、磯部健康福祉課長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部健康福祉課長。

健康福祉課長（磯部あさみ） 健康福祉課、磯部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、安堵町老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画を策定させていただきましたので、計画書と概要版をお手元に配布させていただきます。

今から、こちらの概要版にて御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずはじめに、1ページお願いいたします。

計画の策定に当たりまして、1つ目、計画策定の趣旨でございます。趣旨の下から3行目お願いいたします。

本町では、平成20年度に策定した、安堵町老人福祉計画及び第4期介護保険事業計画、平成21年3月における基本方針などを基礎としつつも、高齢者を取り巻く状況や更なる高齢化への対策をより一層推進するため、新たな課題への対応を図るべく、各種施策の見直しを行うことで策定させていただきました。

2つ目の、計画の時期でございます。

平成24年度から26年度までの3年間でございます。

3つ目、計画の目標でございます。

皆が住み慣れた地域で、いくつになっても自分らしく自立した健康で心豊かな生活が送れる町を目指して、皆が将来、健やかに生活し安堵する町を基本目標として掲げております。

4つ目、計画の基本理念といたしまして、元気で楽しく生活ができる、安心して自分らしく生活ができる、認め合い支え合って生活ができる、の3点を掲げ、理念に即した施策を計画的に展開するよう、推進させていただく予定でございます。

続きまして、2ページお願いいたします。

計画の位置づけといたしまして、法令の根拠は、老人福祉法第20条の8の市町村老人福祉計画の規定並びに介護保険法第117条の市町村介護保険事業計画の規定に基

づいております。

改正介護保険法第 117 条に基づく、市町村介護保険事業計画として、本町における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等について規定しております。

それでは 6 つ目、お願いいたします。

計画の策定体制でございますが、老人福祉計画及び介護保険事業計画に係るアンケート調査を実施させていただいて、住民の意識や今後のニーズなどを把握させていただきました。

また、本計画は、安堵町老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会において諮問し、意見交換、審議等を行い、承認する決定の答申をいただきました。

文教厚生委員会におきましても御説明させていただきました。

今後は、本計画に基づき各施策、事業の推進、健全な運営を行ってまいりたいと思っております。内容等につきましては、計画書において御一読していただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 行政の方、他に諸般の報告ございませんか。

議長（森田 瞳） これで諸般の報告を終わります。

-----

議長（森田 瞳） 本日の日程は全部終了いたしました。本日の議会を最終日として、安堵町職員として奉職いただいております山崎理事が、今月をもって退職されます。

めでたく私達も、彼のこれからの人生を送り出していきたいとかように思います。

一言御挨拶をいただきたいと思いますが、よろしいでございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 理事、よろしくをお願いいたします。

（山崎理事 登壇）

理事（山崎文生） どうも、事業理事山崎でございます。

本日は貴重な時間を、私の退任の挨拶の場をいただきまして、どうもありがとうございます。

私、昭和 49 年に町へ奉職し、水道課を最初に勤務し、そして建設課、産業課、住



民課、それでまた建設課へと戻ってまいりまして、今月末 38 年間の勤務を終えることになりました。まあ 38 年間色々なことがありましたけども、大事なく過ごせたことは皆様方のお力添えのお陰とっております。本日はどうもありがとうございました。また、退職後も町民として安堵町に残りますので、以後引き続き御指導のほど、よろしく申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（森田 瞳） どうも長い間、安堵町に奉職していただきお疲れでございました。

今後、体に十分流儀されまして、安堵町行政の、要するに外からですね、一つ安堵町を見守っていただきたい、また、御尽力賜りたいというような思いもいたしております。本当に長い間お疲れでございました。

議長（森田 瞳） 会議を閉じます。

平成 24 年第 1 回安堵町議会定例会を閉会します。

閉 会

-----  
午後 1 時 31 分  
-----